
まちの中の“いい話”
 — 銀河モール花巻編 —
 銀河モール花巻には、男性用・女性用と車いすでも利用できる多目的トイレがあります。そして女性用トイレだけではなく、男性用トイレにも「おむつ換えベッド」があります。管理事務所職員の戸田さんによると、「施設を設計する時に提案され、前向きに検討して取り入れました。利用する方が多いですよ」とのことです。
 利用者からは、「子どもを連れているとき、あると助かります。とても便利です」（30代男性）、「おむつ換えベッドは男性用のトイレにもあった方がいいですね。子どもを連れて来やすくなります」（20代男性）、「自分自身が使うことに抵抗はありません」（30代男性）、「はじめて聞きましたが、いいことだと思います」（50代夫婦）などの声が聞かれました。
 ちょっとした“こころづかい”が「子育ての応援」になり、「暮らしやすいまち」づくりにつながるのですね。




男性用トイレ内部のおむつ換えベッド 女性用トイレ内部の男児用小便器

◆**お知らせ**◆
“男女共同参画推進フォーラム”を開催します！
 ◆女（ひと）と男（ひと）が多様な個性を認め合い、生き生きと暮らすことができる社会をめざして、今年も男女共同参画推進フォーラムを開催します。どうぞ、お問い合わせでご参加ください。
 ◆と き 平成20年11月15日（土）午後12時30分開会
 ◆ところ 花巻市文化会館 大ホール・会議室
 ◆テーマ わたしの・あなたの～大切ないのちのこころ～
 ◆内 容
 ☆講 演 「もう一度あなたにワクワク！」
 講 師 西田小夜子さん（作家・「定年塾」主宰）
 ☆ミニ講座
 「しゃべるっていいよ！～男も女もしゃべりたい～」
 コーディネーター 西田小夜子さん
 ☆講 話 映画「いのちの作法」から伝えたいこと
 いのちの作法プロデューサー 都鳥拓也さん・伸也さん
 ☆映画上映
 「いのちの作法」一沢内「生命行政」を継ぐ者たち—
 ◆その他
 ☆入場は無料ですが整理券が必要です。整理券は、10月15日（水）から本庁総合案内、各総合支所地域振興課、文化会館、まなび学園で配布します。
 ☆託児室（1歳以上）を利用できます。（無料）
 ★各総合支所から会場までの送迎バスをご利用ください。

●We（ウィー）への意見・感想などをお寄せください。
 編 集 男女共同参画情報紙編集委員（50音順）
 （小原史湖、川端淑子、瀬川とも子、高橋奏恵、穂高マツヨ、若菜多摩英）
 表紙イラスト 大越 佳代子

知っていますか？ **DV** のこと

相談の窓口から
 ～ 婦人相談員に聞きました ～

婦人相談員は、仕事や生活、夫婦間の問題、DVや子どもの事など女性からの様々な相談を受けています。

■DVの相談件数は
 電話を含め、年間100件ほどの相談を受けますが、そのうちDVに関するものは20件程度です。その件数は年々増加しています。

■DV相談の内容は
 毎日の暮らしの中で“夫が怖い”と感じる、精神的・身体的な暴力を受けている、“いやだ・やめて”と言えない、などです。

■DVについて言えることは
 DVが子どもの虐待につながっているとの指摘もあり、子どもへの悪影響という点からも、決して見過ごすことのできない問題です。

■DV支援の内容は
 相談者の話を丁寧に聴き、何をどうすれば良いのかを一緒に考えて、情報の提供や関係機関を紹介し、相談者自身が「今後の生活をどうするのか」を決めるまで対応します。

■DVの被害を受けている方へ
 相談したことで「苦しいことから逃れることができた」などの声が寄せられています。一人で悩まず、まず相談してみてください。

相談時間：月～金曜日 午前9時～午後4時
 保健福祉部こども課（市役所新館1階）
 電 話：0198-24-2111（内517）

*DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、一般的に「配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）相手から振るわれる暴力」のことを言います。身体的な暴力だけでなく、精神的・性的・経済的・社会的な暴力もあり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DV相談窓口（花巻市内） 

※男性も女性も相談できます。

●配偶者暴力相談支援センター

◆岩手県南広域振興局
 花巻総合支局保健福祉環境部（花巻市花城町1-41）
 月～金 8:30～17:00 ☎0198-22-4921
 ※県内各振興局保健福祉環境部でも相談を受付けています。

●警察（岩手県警）

◆花巻警察署生活安全課 ☎0198-23-0110
 身の危険を感じたら……迷わず**110番**

●花巻市役所

◆保健福祉部こども課（新館1階）＜女性相談＞
 月～金 9:00～16:00 ☎0198-24-2111（内線507・517）

◆地域振興部男女共同参画推進室（本庁舎2階）
 月～金 8:30～17:30 ☎0198-22-2217（相談専用電話）

～ 特 集 ～

自分たちでつくる家族のカタチ
 — 家族経営協定から見えるもの —

vol.5 平成20年10月
 はなまき



東和町にある「母ちゃんレストラン つたの輪」のみなさん。（平成20年7月11日撮影）
 （“つたの輪”には、生命力あふれる植物“つた”のように、皆で絡まり合って大きく成長したいという願いが込められています。）

平成6年2月に「地産地消」をモットーとして営業を開始した“母ちゃんレストラン つたの輪”は、岩手県内の農村女性起業の先駆けと言えるグループです。
 開店するに当たっての手続きはもちろんのこと、調理や経理、雑穀御膳や豆腐ケーキといった特色あるメニューの開発など、経営の全てを自分たちで行なっています。
 近年は、幼稚園の食育（配食）のお手伝いのほか、年齢や性別にあわせた仕出し弁当にも力を入れており、「食」を通して地域の活性化にも大きく貢献しています。
 このような活動が全国で認められ、国・県等から様々な賞を受賞していますが、本年3月に行われた「平成19年度農山漁村チャレンジ活動表彰」においても、優秀賞（局長表彰）を受賞しました。

Weは英語で「私たち」という意味。男女共同参画を「私たちみんなで考え、みんなですすめていきたい」と願って名づけました。





自分たちでつくる家族のカタチ

— 家族経営協定から見えるもの —

今号のWeでは、家族のあり方を考えるため、「家族経営協定」という「契約」を締結し、家族一人ひとりがイキイキと生活している農家の方々にお話をうかがいました。

家族経営協定とは？>>> 家族経営協定は、農林水産省の指導で平成6年度から全国的に始まった制度で、農業に携わる家族全員が意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営のために、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境などについて家族で十分話し合い、それに基づいて取り決めを作成し、文書で交わすものです。

この協定には「後継者の育成」「女性も経営に参加出来るようになる」など、農業者に希望を持たせたいという狙いがありました。岩手県は全国的に見ても協定締結農家が多く（平成19年度末で1,080戸）、その中でも花巻市は締結が進んでいます。（平成20年9月1日現在で87戸）



生活にメリハリが できました！

～ 締結農家 ～
阿部実さん・阿部秀子さん・阿部巧さん
（宮野目）

阿部さん家族は、米・野菜中心の農業を営んでいて、平成12年に家族経営協定を締結しました

● 協定を結ばれたキッカケは？

秀子さん：岩手県の家族経営協定研修会で説明を聞いて「いい仕組みだ」と思って夫に話したんです。

実さん：息子（巧さん）が農業を継ぐと言ってくれていて、私もその思いに応える何かが必要だと感じていたので、協定を締結することにしたんです。息子には、協定書をパソコンで作成してもらいました。

● 協定の内容は？

実さん：雨天の場合は代休にする、夏は野菜の収穫で忙しいので、冬に休みをまとめて取る、家事を農業と同じ労働と見る、などです。

秀子さん：家事は得意な人がやるほうが効率が良いので、主に私がやりますが、料理や食器洗いは、夫も息子もしてくれますよ。

● 協定を結んでよかったこと、変わったことは何ですか？

実さん：気持ちが楽になったのが一番。尊重しあって家族で収益を上げるために頑張れるようになりました。

秀子さん：生活にメリハリができました。農業も家事も計画的にできるようになりました。

実さん：若い農業者にとっては、協定を結ぶことで、働く時間、自由な時間、給与、休日、仕事の分担が明確になり、働きやすい環境ができます。でも、協定を結んだからといって、実際に目に見えるような変化がすぐに現れるものではありません。変わるのには、家族や仕事に対する考え方、意識です。協定を結んで良かったですよ。



協定内容は私たちの 「目標」です！

～ 締結農家 ～
佐々木 秀美さん・佐々木 美恵子さん
（大迫町外川目）

● 協定を結ばれたキッカケは？

秀美さん：親戚の農業委員に勧められて、今年の5月に締結しました。会社を辞めて専業農家になると妻に苦勞をかけることが多くなるなと思っていたので……。協定を結んでよかったと思っています。

美恵子さん：私は、現状では専業農業となることに不安がありました。でも、夫は一度口にしたなら、やり通す人。一緒に頑張るしかないと思いました。

● 協定では作業時間や休憩時間、収入の分配、介護についても条項がありますね？

秀美さん：現実には厳しくて確実に守られていません。農作業の進み具合によっては休んでいられない時もありますから。だけど、介護についてはきちんとしようと思っています。協定は、私たちの「目標」ですね。

● 農業に対する思いを聞かせてください。

秀美さん：農機具メーカーに勤めている頃から、子ども世代の農業離れを親世代が必死に支えている農家の姿を見てきました。今の農家は精一杯頑張っても後継者がなく、力尽きてしまう。食は生きる根幹。農業を潰すわけにはいかないと強く思っています。

● これからの抱負は？

秀美さん：地域で仲間と共に大根を育て、毎年10月下旬に500円で袋に詰め放題の「大根狩り」を開催しています。大根を抜いた子どもたちの、ワァーという歓声を聞くと嬉しくて、嬉しくて……。将来は、農業体験できる観光農園を実現したいと思っています

美恵子さん：小さくてもいいから産直ハウスを設けて、自分で作った野菜や加工食品を販売できたらいいなと思っています。



協定内容はさまざまですよ！

岩手県中央農業改良普及センター
地域普及グループ 主任 菊池育子さん

● 県内の協定内容にはどんなものがありますか？

締結内容は、家族によって様々です。高校卒業と同時に就農する息子さんと家族経営協定を締結したTさんは「朝7時前は早朝手当て、午後5時以降は残業手当支給する」「1週間に1日は家族全員が休む」「息子の乗用車のガソリン代は月1,000kmまでは経営主が負担し、1,000kmを超えた場合は息子が自分で負担」「家族の送迎には、手当を支給する」「洗車手当てを支給する」等若い働き手の労働意欲を喚起する工夫をされていました。

そのほかに「家事・子育ても、労働時間として評価する」「月1日、お母さんを家事から解放する」等を協定事項に入れている方もあります。婚約者を交えて締結した農家もありますよ。

● 協定締結のメリットは何でしょうか？

世帯主からは「経営者意識が変わった」、女性や後継者からは「共同経営者として認められ報酬をもらい労働意欲が増した」等の声が多いですね。締結者は全体として「家族での話し合いの回数が多くな

った」「労働時間と休日面が改善された」など、経営や生活面での効果を挙げています。

女性や後継者は、協定締結により、一定要件をクリアすれば農業者年金の助成措置が受けられます。また、加工工房等を作る場合にはお金を借りることもできますし、認定農業者の共同申請ができます。

● 協定は農家以外の家庭でも活かせるでしょうか？

活かせますね。家族経営協定は「家族が良く話し合い」「お互いを認め合い」「ありがとう」を報酬や休日などの形にして評価する」「家族の持てる力を引き出す」ルールづくりだからです。暗黙の了解には、「理解していると思っていたのに」といったお互いの「思い違い」も多いようです。

「こうりたい」と思う家庭づくりを家族で良く話し合ってみる。それを文書化し、実践することは、どの家庭にも共通する大切なことだと思います。

Weからの 提案

「こうだったらいいのに」という一人ひとりの思いを話し合ってみましょう。そして、その中の何か1つでも実際にやってみましょう！